

平成30年11月26日付け津市監査委員告示第6号公表分

(1) 財政援助団体監査

長野川流域環境保全協議会（所管部局：美里総合支所地域振興課（美里総合支所地域振興課、水道局浄水課（当時）））

監査の結果	<p>美里水源の森整備事業負担金については、長野川流域の水源かん養機能を保全しつつ、津市総合計画後期基本計画（計画期間平成25年度～平成29年度）に基づく美里水源の森の整備を行うため、平成25年11月に長野川流域環境保全協議会が策定した美里水源の森整備計画に基づき、市が負担すべき費用を定めた覚書を同協議会と平成26年度から毎年度締結して支出しているところであるが、平成26年度、平成27年度においては、負担金の経費内訳が明記されていない覚書に基づき、当初予算計上額と同額の負担金を支出していることを確認した。</p> <p>また、平成28年度においては、経費内訳が記載された別紙が添付されているものの、覚書には経費内訳の合計金額より200円多い当初予算計上額と同額の負担金額が記載されており、この金額で負担金を支出していることを確認した。</p> <p>さらに、当該負担金を財源として、同協議会が、指名競争入札により、散策道や駐車場の整備工事を発注しているが、工事の現場監督、完成工事検査を美里総合支所地域振興課の同一の一般行政職員が行っていたことを確認した。</p> <p>指名競争入札による工事発注を伴う負担金が、当初予算計上額と同一になることは通常考えられず、入札差金等について、覚書の変更締結を行わないまま他の費用へ流用して、同協議会の支出額が、当初予算計上額と一致するよう調整されていることが認められる。</p> <p>また、同協議会が工事の発注者となっているものの、工事代金の全額を市が負担しているものであり、</p>
-------	--

	<p>同協議会が発注する工事については、工事契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15の規定に準じた監督、検査が行わなければならないと考えられるが、専門知識又は技能を持たない同一の職員が工事監督、工事完成検査を行っており、適正な監督、検査を欠いたまま工事が完成したものとみなして負担金が支出されている。</p> <p>美里水源の森については、計画に基づく整備完了後も、適切な維持管理が必要であり、災害発生による復旧工事も想定されることから、美里総合支所地域振興課においては、当初予算計上額ありきの負担金額を漫然と支払うのではなく、真に負担すべき必要な経費を実績ベースで支払う覚書内容に見直しするとともに、同協議会が工事発注する場合は、市の技術部門の技術支援を得るなど、地方自治法第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15の規定に準じた適正な監督、検査を実施されたい。</p>
措置の内容	<p>美里水源の森については、水道局浄水課から美里総合支所地域振興課に移管を受けた。平成30年度においては、市の技術支援の下、工事の監督及び検査を実施した。今後は、適正な事務処理及び予算執行を行う。</p>

(2) 指定管理者監査

わかすぎの里管理組合（所管部局：白山総合支所地域振興課）

監査の結果	<p>わかすぎの里施設の利用料金については、津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例第15条で定められているが、指定管理者はその使用区分の一部について、条例で定められた利用料金にエアコン、シャワーの使用に係る料金を加えて徴収していた。このことは、使用料等に関する事項については、条例でこれを定めなければならないことを規定する地方自治法第228条第1項前段の趣旨に照らし、適正を欠くもので</p>
-------	--

	<p>ある。</p> <p>次に、わかすぎの里の管理に係る事業報告書が提出期日どおり提出されていなかったこと、市所有の物品現在高の報告がなされていなかったことなど、津市わかすぎの里指定管理者基本協定書及び仕様書どおりの取扱いがなされていなかった。</p> <p>これらのことから、所管部局にあっては、指定管理者と十分に協議を行い所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>わかすぎの里の利用料金については、条例の規定のとおりとし、適正に徴収した。また、津市わかすぎの里指定管理者基本協定書及び仕様書どおりの取扱いを行った。</p> <p>次に事業報告書等については、指定管理者に指摘内容を踏まえて協議、指導を行い、令和元年度は期限内に提出された。</p>